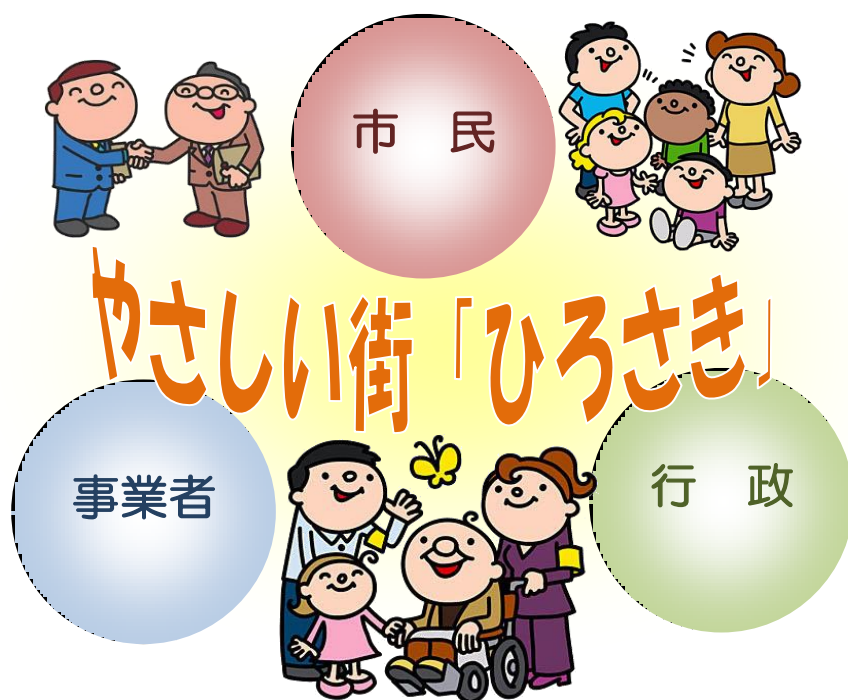


やさしい街「ひろさき」づくり計画

～誰もが快適で、安全・安心に暮らせる街～



平成26年 3月

弘前市

Q：あなたは街で困っている人を見かけたら、どうしますか？

声をかけてみませんか？

(街なかで)

道に迷って困っている人がいたら、積極的に声をかけ、やさしく道を案内してあげましょう。

⇒⇒⇒ 基本方針②：円滑に移動できる街づくり

(7) 街なかの案内・誘導の充実・・・30ページ



(デパート等で)

高齢者や障がい者など、施設内の移動や設備の利用で困っている方がいたら、積極的に声をかけ、相手の気持ち確かめた上で必要な手助けをしましょう。

⇒⇒⇒ 基本方針③：快適に利用できる街づくり

(2) 施設案内・介助等の受入体制の充実・・・34ページ



Q：あなたは利用する人の立場になって施設づくりを進めていますか？

いろんな立場の人の視点で考えてみよう。

(不特定多数の人が利用する施設管理者は)

多様な利用者を念頭において、文字の大きさや色、ピクトグラムのほか、多言語表示など表示内容を工夫するとともに、利用動線を考慮し、案内情報が必要とする場所に設置するなど、わかりやすい施設案内・誘導サインの整備に努めましょう。

⇒⇒⇒ 基本方針③：快適に利用できる街づくり

(1) 利用しやすい施設づくりの推進・・・32ページ



従業員等に対する接遇・介助の学習等研修の実施や、教育プログラム・ハンドブックの作成など接遇・介助に関する教育環境の充実を図り、接遇・介助レベルの更なる向上に努めましょう。

⇒⇒⇒ 基本方針③：快適に利用できる街づくり

(2) 施設案内・介助等の受入体制の充実・・・34ページ



目 次

はじめに	1
第1章 計画策定にあたって	
1. 計画策定の背景	2
(1) 少子高齢化・人口減少社会の到来	2
(2) 安全・安心意識の高まり	4
(3) 環境・エネルギー問題への意識の高まり	5
(4) 価値観や生活様式の多様化	6
(5) 市民参画・協働意識の高まり	7
2. 計画の概要	8
(1) 目的	
(2) 性格・位置づけ	
(3) 構成	
第2章 やさしい街づくりの考え方	
1. やさしい街づくりとは	10
2. やさしい街づくりに必要な視点	10
3. やさしい街づくりの基本方針	11
(1) 安全・安心に生活できる街づくり	12
(2) 円滑に移動できる街づくり	13
(3) 快適に利用できる街づくり	14
(4) 自由に参画できる街づくり	15
4. やさしい街づくり体系図	16
第3章 やさしい街づくりの進め方	17
1. 安全・安心に生活できる街づくり	18
(1) 災害対策の充実	18
(2) 防犯対策の充実	19
(3) 生活道路の安全確保	20
(4) 交通ルールへの順守と交通マナーの向上	21
(5) 除雪支援体制の充実	22
(6) 地域での支え合いづくりの推進	23

2. 円滑に移動できる街づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

- (1) 道路のバリアフリー化の推進・・・・・・・・・・・・・・ 24
- (2) 冬期交通の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- (3) 円滑な交通ネットワークの形成・・・・・・・・・・・・・・ 26
- (4) 公共交通の利用環境の充実・・・・・・・・・・・・・・ 27
- (5) コンパクトなまちづくりへの転換・・・・・・・・・・・・・・ 28
- (6) 歩行者・自転車空間の充実・・・・・・・・・・・・・・ 29
- (7) 街なかの案内・誘導の充実・・・・・・・・・・・・・・ 30
- (8) 外出や移動の支援体制の充実・・・・・・・・・・・・・・ 31

3. 快適に利用できる街づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

- (1) 利用しやすい施設づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・ 32
- (2) 施設案内・介助等の受入体制の充実・・・・・・・・・・・・・・ 34
- (3) 公園・緑地の保全・整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- (4) 生活環境の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- (5) 良好な景観づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・ 37
- (6) 公共施設の有効活用の推進・・・・・・・・・・・・・・ 38

4. 自由に参画できる街づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

- (1) 情報共有と市民参画の推進・・・・・・・・・・・・・・ 40
- (2) 生涯学習等による学ぶ機会の充実・・・・・・・・・・・・・・ 41
- (3) 地域活動やボランティア活動への参加の促進・・・・・・・・・・・・・・ 42
- (4) 協働によるまちづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・ 43

第4章 やさしい街づくりの実現に向けた取り組み・・・・・・・・・・・・・・ 45

1. やさしい街づくりの周知と課題の共有化

- (1) わかりやすい情報提供
- (2) 地区カルテの作成

はじめに

本格的な高齢社会を迎え、障がいのある人もない人も同じく生活し、活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念や、すべての人が利用しやすい都市や生活環境にしていくという「ユニバーサルデザイン」の考え方が浸透しております。

さらに、地域コミュニティの希薄化、ライフスタイルや価値観の多様化、地球環境問題の高まり、地域社会における社会参加の進展など、自治体が取り組むべき課題が複雑化・多様化してきています。

当市においても、高齢者や障がい者をはじめとする、すべてのひとが自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境の整備を目指しており、住民に身近な行政課題は、市が自主的かつ主体的に取り組むとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことが重要となってきています。

この計画は、障がいの有無や年齢、性別、国籍などにかかわらず、可能な限りすべてのひとが「安全で安心することができ、快適で便利な街である」と実感できる「まちづくり」のあるべき姿として、ひとつのカタチを示したものです。

この計画で、やさしい街づくりの基本的な方向性としての「考え方」を明確にし、市民・事業者・行政がそれぞれ取り組むべき「進め方」を示すことで、市民・事業者がそれぞれの立場から自主的かつ主体的に考え、行動するきっかけとなり、市の積極的な取り組みにより、やさしい街の実現を目指します。

今後は、市の積極的な姿勢と協働によるまちづくりのもと、この計画が活かされ市民・事業者自らの手により「やさしい街づくり」が実践されていくことを期待します。

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

(1) 少子高齢化・人口減少社会の到来

平成 22 年（2010 年）のわが国の総人口は、同年の国勢調査によると約 1 億 2,806 万人であり、国立社会保障・人口問題研究所の中位推計結果によると、以後長期の人口減少過程に入ることが見込まれ、平成 47 年（2035 年）に 1 億 1,212 万人を経て、平成 60 年（2048 年）には 1 億人を割り、平成 72 年（2060 年）には 8,674 万人になるものと推計されています。加えて、少子高齢化が一層進行し、総人口に占める高齢者（65 歳以上）の割合は、平成 22 年（2010 年）の 23.0%から、平成 52 年（2040 年）には 36.1%になることが推計されています。

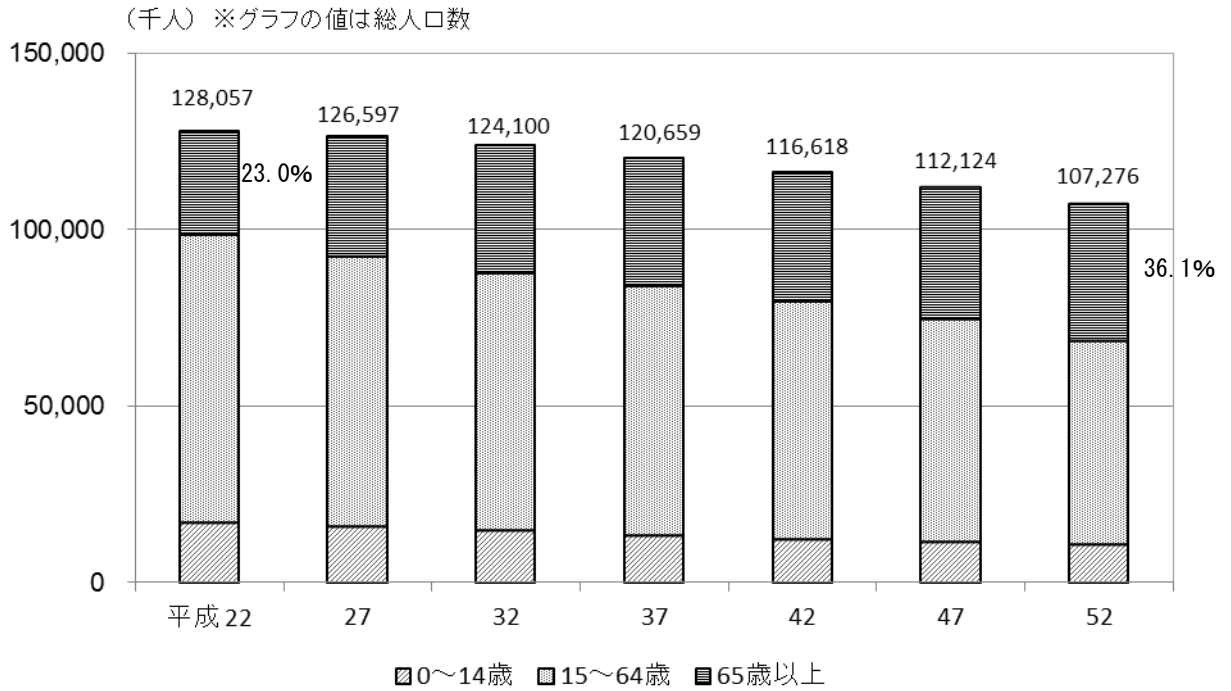


一方、当市では国立社会保障・人口問題研究所による推計によると、今後も減少が続き、平成 22 年（2010 年）の約 183,473 人から、平成 52 年（2040 年）には約 130,978 人に減少すると予測されており、高齢者の割合は、25.6%から 38.9%に増加すると推計されています。

こうした人口減少や少子高齢化は、労働力の減少や地域活力の低下、健康管理や介護問題などに関する意識が高まりとともに、多様化・複雑化する保健・医療・福祉に関するニーズ等が懸念されます。また、高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯の増加など、世帯構成にも変化が見られ、介護や子育てなどの生活不安を増大させるとともに、社会保障に関する費用の増大、社会全体の活力の低下等につながるのではないかと懸念されています。

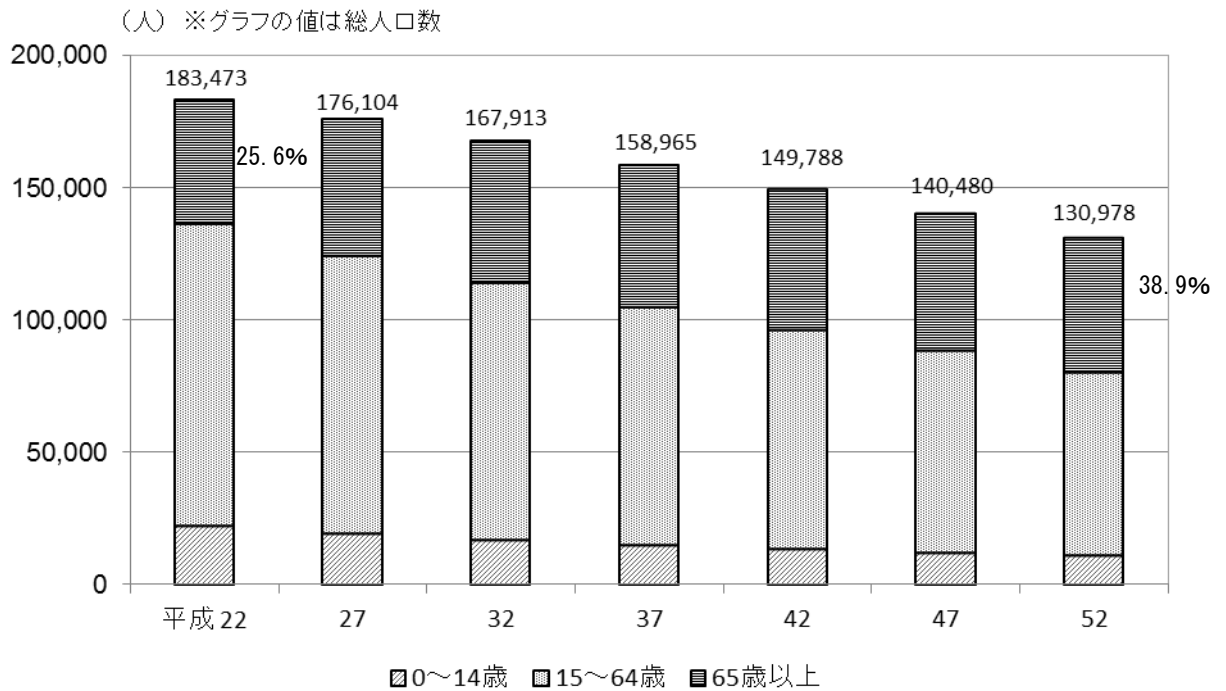
また、社会保障費などの財政負担増大の懸念に対しては、費用対効果を念頭にハード・ソフト両面から既存資源をフル活用するなど、少子高齢化や人口減少を見据えた都市づくりを一層進めることが必要です。特に、高齢者などの身近な交通手段である地域公共交通や、日常生活に必要な都市機能を確保するため、少子高齢化社会に対応したまちづくりが重要となっています。

■我が国の将来人口推計



資料：国立社会保障・人口問題研究所

■弘前市の将来人口推計



資料：国立社会保障・人口問題研究所

(2) 安全・安心意識の高まり

阪神・淡路大震災や東日本大震災などの大規模震災や、台風、集中豪雨、豪雪といった災害の発生等を契機として、人々の防災意識が急速に高まっています。また、高齢者や子どもが被害者となる凶悪犯罪や振り込め詐欺なども多く発生しており、身近な地域における犯罪への不安が増大しています。加えて、食品偽装や薬物混入など「食」の安全をゆるがす事件が多発し、国では平成21年(2009年)9月に消費者庁が新たに設立されるなど、日常生活の様々な面で安全・安心の確保が強く求められています。

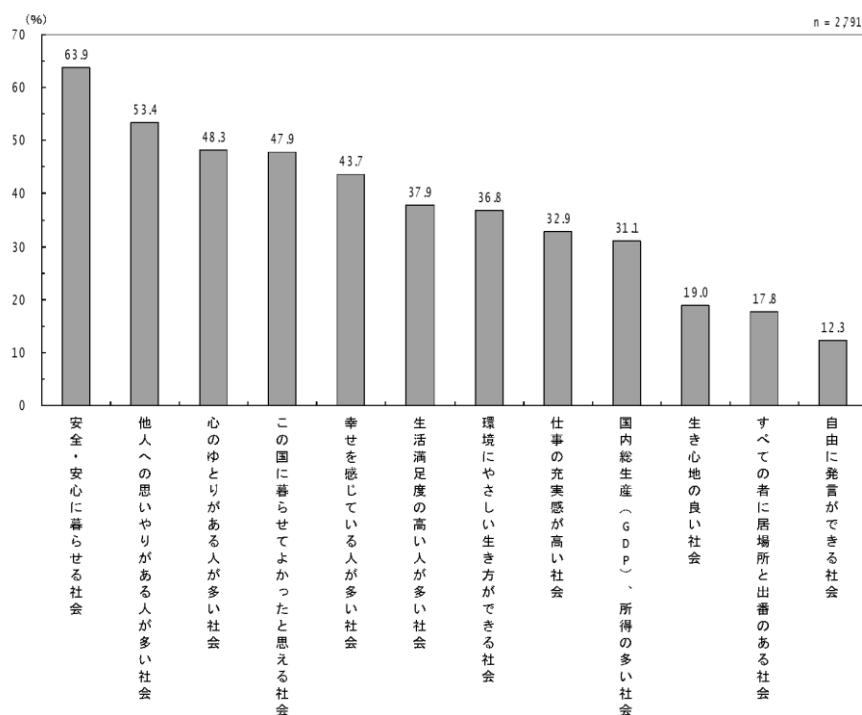


平成23年度に内閣府が実施した「国民生活選好度調査」によると、今後日本が目標としていくべき社会としては、「安全・安心に暮らせる社会」が63.9%と最も高い割合を示しており、関心の高さが伺えます。

当市においても、過去に大規模な自然災害に見舞われており、台風や大雨による被害が多く見受けられます。また、近年まれにみる大雪で、豪雪による多大な被害をもたらしており、自然災害から市民生活の安全安心を確保していくことが課題となっています。

市民生活の安全・安心を確保するために、交通安全設備や住宅の不燃化対策の充実、バリアフリーのまちづくり等のハード対策とともに、地域コミュニティの充実や危機管理体制の構築等ソフト面の対策の備えも不可欠となっています。

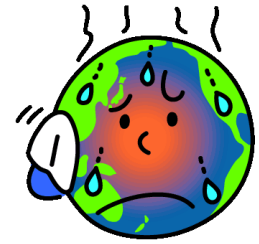
■ 今後日本が目標としていくべき社会



資料：平成23年度国民生活選好度調査(内閣府)
※全国に居住する15歳以上80歳未満の男女4,000人対象
有効回収率70.1%

(3) 環境・エネルギー問題への意識の高まり

地球温暖化をはじめ地球規模で環境問題が深刻化する中で、循環型社会・低炭素社会の構築、自然環境の保全・再生など環境への意識、関心が高まっています。平成17年(2005年)に開催された愛知万博「愛・地球博」を契機に環境意識の浸透が図られ、市民活動団体等による環境保全活動が活発化しているとともに、平成22年(2010年)には、生物多様性条約第10回目締約国会議(COP10)が愛知県名古屋市で開催され、環境への意識は一層高まりを見せています。



平成24年8月に環境省が実施した、「環境問題に関する世論調査」でも、循環型社会の形成を望む声が高い傾向にあります。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故は、これまでの原子力を基幹とするエネルギー政策の大転換の世論を巻き起こしています。このようなエネルギーを巡る情勢の大きな変化により、太陽光発電や木質バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーは、今後ますます開発普及が進み、一般家庭、事業所での一層の導入が期待されます。

こうした環境・エネルギー問題への関心の高まりを捉え、豊かで多様な自然環境や生態系を保全・再生するとともに、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーなど、環境に配慮した低炭素・資源循環型社会の形成に向け、国、自治体、事業者、市民がそれぞれの立場で責任ある行動をしていくことが求められています。

当市において、今後も美しい自然環境に包まれ、豊かな暮らしができるように、市民や事業者の環境保全に対する意識の向上と、環境を保全するための主体的な行動が求められています。

■ 循環型社会に関する意識

現在の生活水準(物質的な豊かさや便利さ)を落とすことであり、循環型社会への移行は受け入れられない

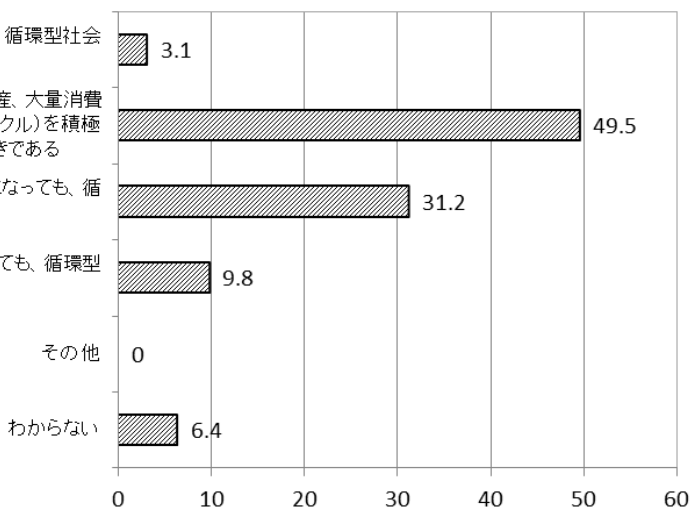
現在の生活水準(物質的な豊かさや便利さ)を落とさず、大量生産、大量消費は維持しながら、廃棄物の再使用(リユース)や再生利用(リサイクル)を積極的に進めるなど、できる部分から循環型社会に移行するべきである

現在の生活水準(物質的な豊かさや便利さ)が多少落ちることになっても、循環型社会への移行はやむを得ない

現在の生活水準(物質的な豊かさや便利さ)が落ちることになっても、循環型社会に移行するべきである

その他

わからない



資料: 環境問題に関する世論調査(環境省 平成24年8月)

(4) 価値観や生活様式の多様化

国民の価値観や生活様式は多様化しており、物質的な豊かさや効率性の追求などの価値観に代わって、ゆとりや安らぎ、癒しや健康といった心の豊かさを重視する傾向が強まっています。平成24年6月に内閣府が調査を実施した「国民生活に関する世論調査」でも、「心の豊かさ」を求める割合は、増加傾向にあります。



また、個々の価値観や志向に応じて生活様式の選択が可能になり、働き方や住まい方、学び方が多様化しているとともに、仕事と生活の調和を重視するワーク・ライフ・バランスの考え方も広まっています。さらに、男女共同参画やノーマライゼーション(※)、多文化共生など、性別や年齢、国籍などにかかわらず、多様な価値観や個性を尊重し、共生することの重要性も高まっています。

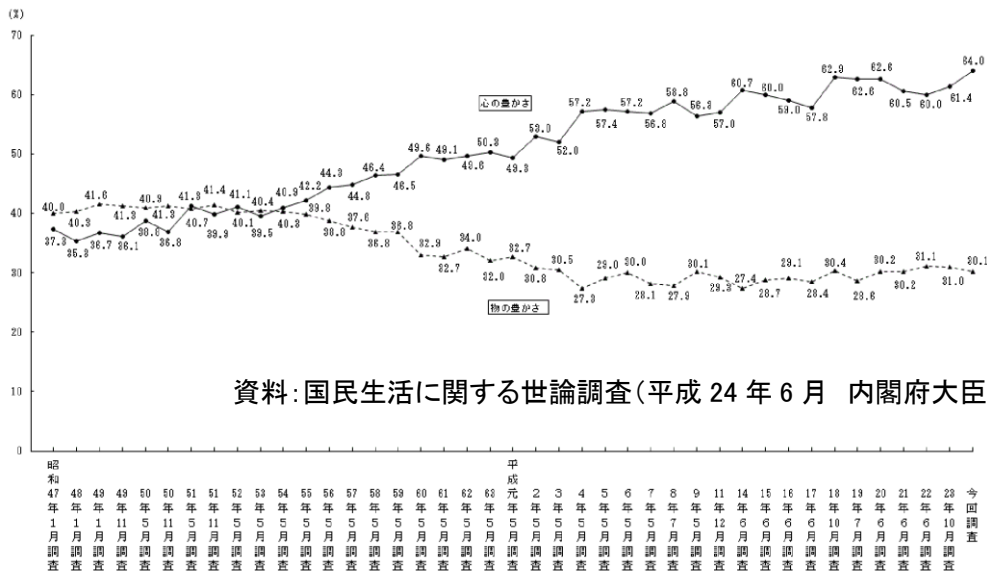
平成24年度弘前市市民評価アンケートによると、「国内外交流の満足度が高く、数年前と比較してよくなっている」という評価をされています。

平成16年(2004年)には景観法、平成20年(2008年)には、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律が制定され、地域固有の歴史文化等の資源を活かした景観まちづくりが求められています。

このように価値観や生活様式の多様化が進む中、生活の質やゆとりなど心の豊かさを実感できるような地域社会を実現していくことが重要となります。

※ノーマライゼーション：1960年代に生まれた概念で、障がい者と健常者が特別に区別されることなく、ともに社会生活を送るのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるという考え方。

■これからは心の豊かさか、まだ物の豊かさか



資料：国民生活に関する世論調査(平成24年6月 内閣府大臣官房政府広報室)

(注) 心の豊かさ → 「物質的にある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活をするに重きを置きたい」
物の豊かさ → 「まだまだ物質的な面で生活を豊かにすることに重きを置きたい」

(5) 市民参画・協働意識の高まり

市民の価値観の多様化や社会貢献意識の高まりなどにより、NPO 活動やボランティア活動が一層の広がりをみせており、行政への市民参画や市民と行政の協働によるまちづくりの意識が高まっています。

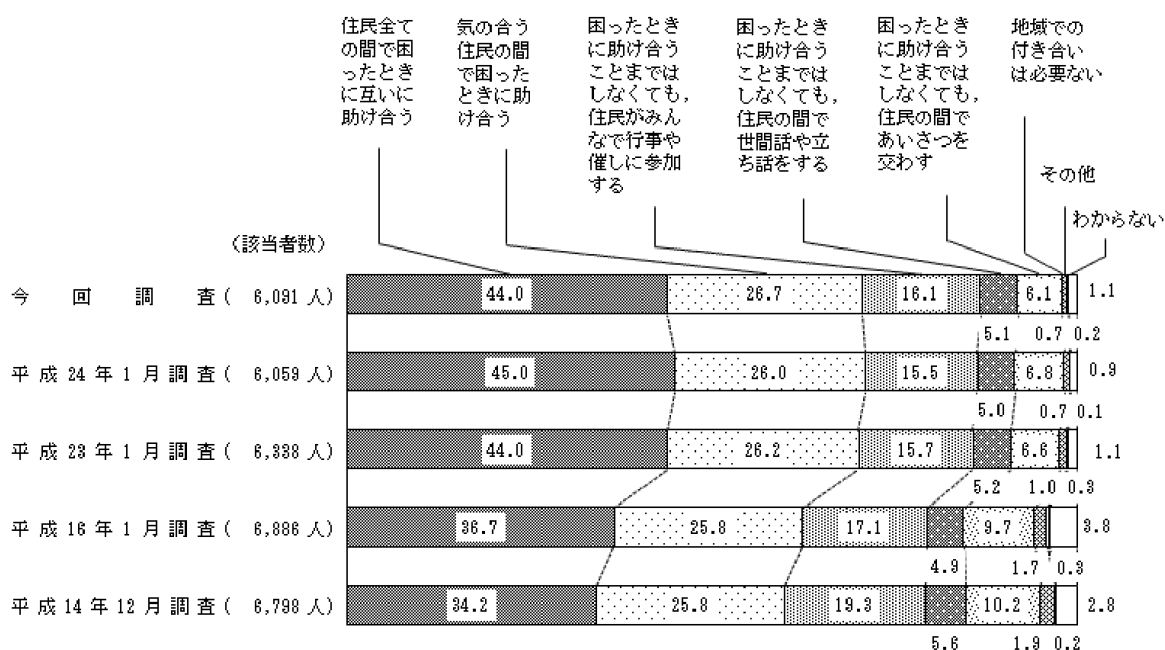


そうした中で、個人でできることはまず自らで行い、個人ではできないことは家庭や隣近所、地域で行い、それでもできないことは行政が行うという自助・互助・共助・公助による「補完性の原則」が再認識されています。特に、近年は家庭や地域コミュニティの機能低下が指摘されることも多く、助け合いながらともに暮らしていく互助や共助の重要性が高まっています。

平成 25 年 2 月に内閣府が調査を実施した「社会意識に関する世論調査」でも、地域や住民間で助け合うという意識の高まりが見られます。

また、市民、団体、企業など多様な主体を地域づくりの担い手と位置づけ、協働によってより良い社会サービスの提供を図る「新たな公」の考え方も広まっています。

■望ましい地域での付き合いの程度



資料:社会意識に関する世論調査(平成 25 年 2 月 内閣府大臣官房政府広報室)

2. 計画の概要

(1) 目的

誰もが快適で、安全・安心に暮らせる街の実現のため、日々の暮らしや活動の基盤となる公共施設の整備をはじめ、やさしい街づくりに資するハード・ソフト両面の取り組みを体系的に示し、市民・事業者・行政が一体となって推進することを目的に、『やさしい街「ひろさき」づくり計画』を策定するものです。

(2) 性格・位置づけ

この計画は、弘前市アクションプラン（※）に基づいて策定するものです。

この計画の目的を達成するために、市の各種関連計画とも整合をとり、各種施策・事業と連携を図ります。

この計画は、誰もが快適で、安全・安心に暮らせる街の実現に向けて、市民・事業者・行政がそれぞれ取り組むべき方向性を示した指針となるものです。

この計画を、市が行うやさしい街づくりに関する施策の基本的な指針として位置づけ、やさしい街づくりの実現に向けた施策・事業の推進を図ります。

※アクションプランは、市長選挙で掲げられたマニフェストを実行するために、平成22年10月に策定した市の計画で、総合計画に位置付けられるものです。（計画期間：平成22～25年度）

(3) 構成

この計画は、やさしい街づくりの「考え方」、「進め方」、「実現に向けた取り組み」の3つによって構成されます。

①**考え方**：考え方では、やさしい街づくりの枠組みを示し、そのために必要な視点を明らかにし、それらに基づいた4つの基本方針を示します。

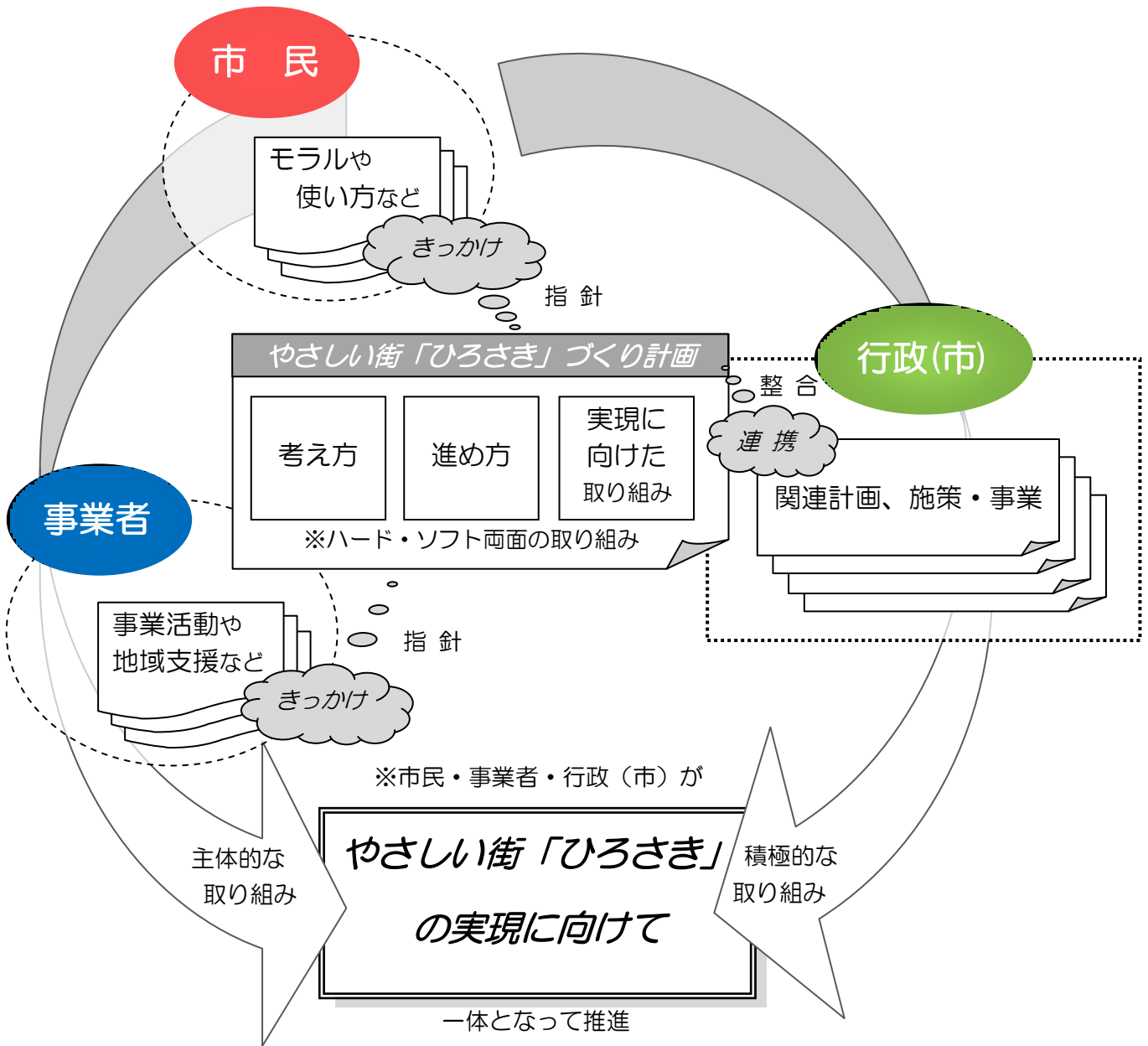
②**進め方**：進め方では、考え方で示した4つの基本方針に基づいて、市民・事業者・行政（市）がそれぞれの立場から進めるべき具体的な取り組みを示します。

③**実現に向けた取り組み**

実現に向けた取り組みでは、やさしい街づくりに関する情報の周知のほか、地区の課題の共有化などの実現化方策を示します。

なお、社会情勢の大きな変化や、関連計画の見直しなど、必要に応じて随時見直しを行います。

●位置付け



第3章 やさしい街づくりの考え方

1. やさしい街づくりとは

「やさしい街づくり」とは、高齢者、障がいのある人、子どもや小さな子ども連れの人、観光客や外国人など、誰もが安心して生活し、気軽に出かけられ、訪れることができる街をつくっていくことです。

街には、道路や公園などの公共施設のほか、日常生活に必要なお店や病院、郵便局、銀行などの多くの人々が利用する施設や、地域住民や観光客などの移動手段となる公共交通機関など、日常生活に必要な多くの施設があります。

やさしい街を実現するためには、誰にとっても利用しやすく快適な施設が整備され、どんな交通手段でも快適で自由に移動することができ、安心して快適に日常生活を送ることができるよう、地域の人々がともに支え合い、行動することが必要です。

そのために必要と思われる次の4つの視点をもとにやさしい街づくりを検討します。

2. やさしい街づくりに必要な視点

視点① 安全・安心

やさしい街づくりの実現には、「安全・安心」という視点が重要となります。

いつ起こるかかわからない地震や台風、集中豪雨などの自然災害に強い街、交通事故や犯罪を心配することなく通学、通勤、買い物ができる街、雪が多い時も安心できる街など、「安全・安心」という視点から街づくりを検討する必要があります。

視点② 利便性

やさしい街づくりの実現には、「利便性」という視点が重要となります。

通勤・通学に便利な街、毎日の生活や買い物がしやすい街、観光客が訪れやすい街、知りたい情報を得られる街など、「利便性」という視点から街づくりを検討する必要があります。

視点③ 快適性

やさしい街づくりの実現には、「快適性」という視点が重要となります。

自然とふれあい、憩うことができる快適な街、公害がなく、ごみが散乱していない快適な街、快適な環境で利用できる施設がある街など、「快適性」という視点から街づくりを検討する必要があります。

視点④ 協働・参画

やさしい街づくりの実現には、「協働・参画」という視点が重要となります。

市政や地域活動、ボランティア活動に参加しやすい街、学びに取り組みやすい街、地域の行事やイベントに参加しやすい街、困っている人に協力しやすい街など、「協働・参画」という視点から街づくりを検討する必要があります。

3. やさしい街づくりの基本方針

少子高齢化の進行や地域コミュニティの希薄化、社会参加の進展、災害の複雑化等、地域社会が変化する中、誰もが快適で、安全・安心に暮らせるやさしい街の実現を目指し、前述の4つの視点をもとに、民間企業、地域、家庭など、地域社会と行政が一体となって取り組むために必要なやさしい街づくりの基本方針を下記のとおり定めます。

基本方針①:安全・安心に生活できる街づくり

地震、豪雪などの災害対策や、防犯・交通安全対策などにより、誰もが安心して生活することができ、訪れた人が安心して行動できる街の実現を目指します。

基本方針②:円滑に移動できる街づくり

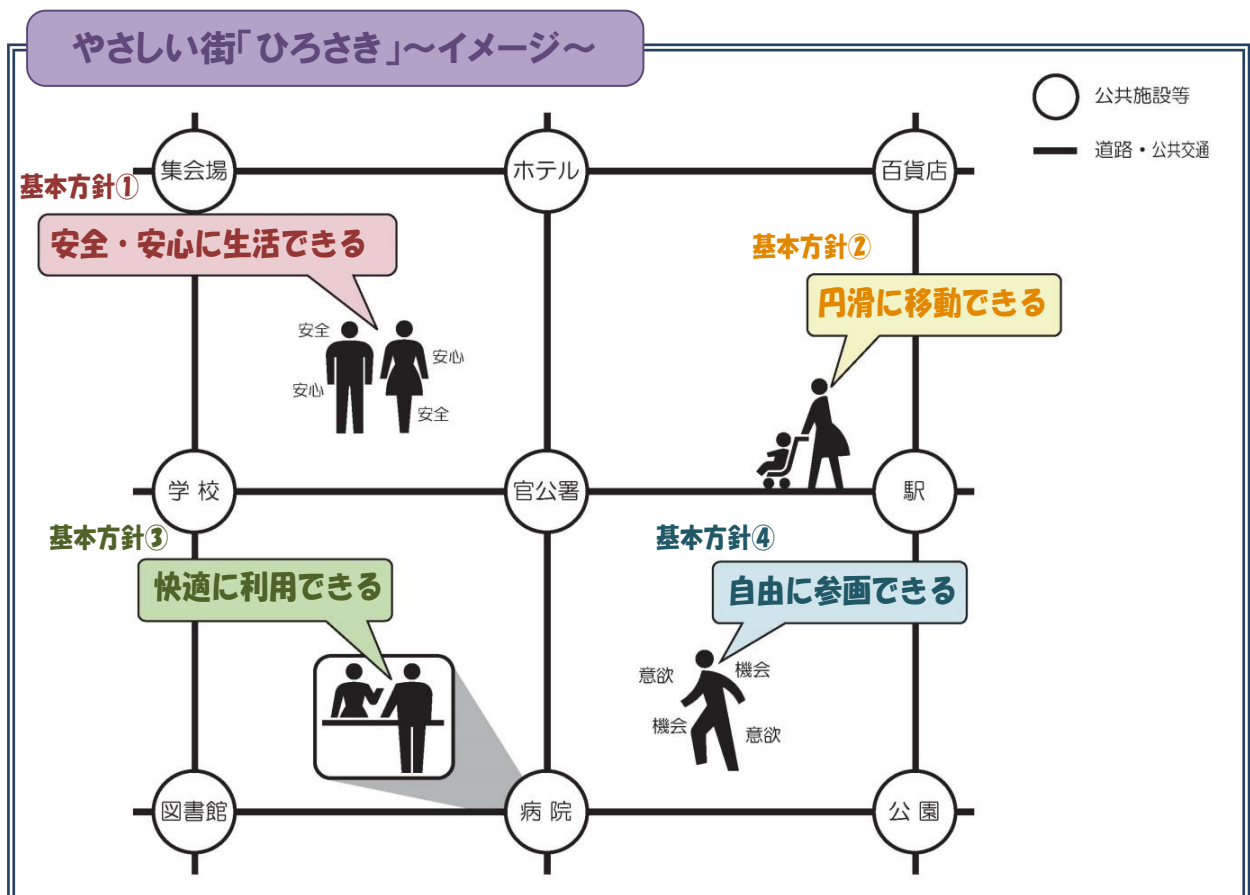
徒歩や自転車、自動車、バスなどのさまざまな交通手段により、誰もが気軽に出かけられ、訪れやすい街の実現を目指します。

基本方針③:快適に利用できる街づくり

日常生活に必要なお店、病院や図書館、郵便局や銀行、駅や公園など不特定多数の人が利用する施設を、誰もが心地よく利用できる街の実現を目指します。

基本方針④:自由に参画できる街づくり

さまざまな地域活動やボランティア活動のほか、行政のまちづくりなどに、誰もが自由に参画できる街の実現を目指します。



基本方針①:安全・安心に生活できる街づくり

やさしい街づくりとは、障がいの有無や年齢、性別、国籍などにかかわらず、すべての人にとって、安全で安心して生活できる街をつくっていくことです。その実現には、行政だけでなく、民間企業、地域、家庭など、地域社会が一体となって「安全・安心に生活できる街づくり」に取り組むことが必要となります。

いつ起こるかわからない地震や大雨、豪雪等の自然災害に対して、必要な備えを講じ、生命や財産を守る取り組みなど災害に強い街づくりを進めます。

また、凶悪・凶暴化している犯罪から市民や観光客、事業者等の安全を守るために、安全で安心できる防犯性の高い街づくりを進めます。

日常生活に密着する生活道路では、児童や高齢者、障がい者などの歩行者や自転車など、交通事故の被害にあいやすい人の安全を確保するため、「ひと優先」の交通安全思想を基本とし、交通事故のない安全で安心な道路交通環境づくりを進めます。高齢者や障がいのある人をはじめとする自力での除排雪が困難な人であっても、安心して暮らせるよう地域ぐるみで助けあえる街づくりを進めます。

このような取り組みを通じ、誰もが安全で安心して生活することができ、訪れた人が安心して行動できる街を実現するため、市民・事業者・行政が一体となって、やさしい街づくりの推進を図ります。



基本方針②:円滑に移動できる街づくり

通学や通勤、買い物など街を移動する際には、自動車の他、徒歩や自転車、バスなどの公共交通などのさまざまな交通手段が利用されます。

やさしい街づくりとは、障がいの有無や年齢、性別、国籍などにかかわらず、誰もが気軽に出かけられ、訪れやすい街をつくっていくことです。その実現には、行政だけでなく、民間企業、地域、家庭など、地域社会が一体となって「円滑に移動できる街づくり」に取り組むことが必要となります。

高齢者や障がいのある人をはじめ、妊産婦やベビーカーを押す人など、誰もが街に気軽に出かけられるよう、利用する側の行動に対応した連続的なバリアフリー化により、円滑に移動できる街づくりを進めます。

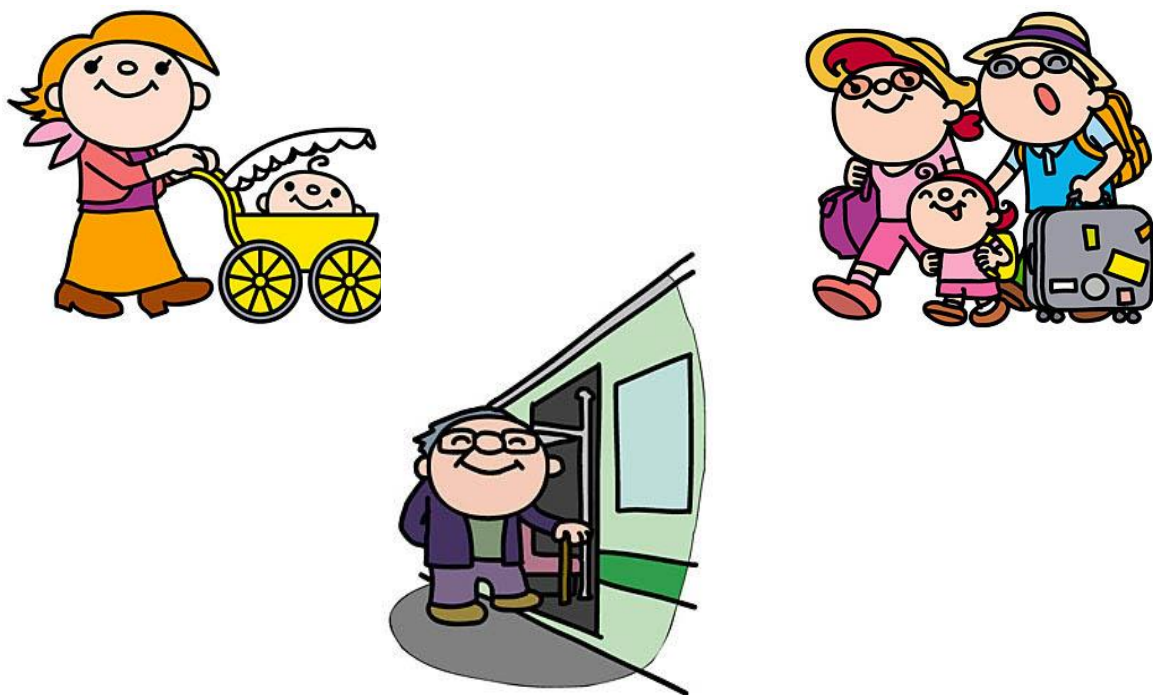
特に、積雪により道路が狭くなる冬期間は、自動車のすれ違いや歩行者の通行が困難となることから、円滑な冬期交通を確保して、移動しやすい道路づくりを進めます。

また、多くの学生が住み、多くの観光客が訪れる当市では公共交通の利便性が高い街をつくる必要となることから、高齢者などの交通弱者や観光客をはじめとする来街者でも自由に移動できるよう、公共交通を利用しやすい街づくりを進めます。

さらに、高齢化社会の到来や、地球温暖化防止などの環境問題に対応したコンパクトなまちづくりが必要となることから、必要以上に自動車に依存しなくても歩いて暮らせる街づくりを目指します。

また、道が不慣れな観光客や日本語が分からない外国人でも、場所や目的地等を容易に把握し、円滑に移動できる街づくりを進めます。

このような取り組みを通じ、誰もが円滑に移動することができる街を実現するため、市民・事業者・行政が一体となって、やさしい街づくりの推進を図ります。



基本方針③: 快適に利用できる街づくり

街には、日常生活に必要なお店、病院や図書館、郵便局や銀行のほか、駅や公園など不特定多数の人が利用する多くの施設があります。

やさしい街づくりとは、障がいの有無や年齢、性別、国籍などにかかわらず、誰もが快適に利用できる施設をつくっていくことです。その実現には、行政だけでなく、民間企業、地域、家庭など、地域社会が一体となって「快適に利用できる街づくり」を推進することが必要となります。

このことから「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、身体的状況、年齢、国籍などを問わず、可能な限りすべてのひとにとって利用しやすい施設づくりを進めます。

また、施設利用者に対する気配りや手助け、適切な情報提供などソフト面の充実を図り、快適に利用できる施設づくりを進めます。

特に、雪が降り、寒い時期でも快適に利用できるよう、利用者の視点に立った施設環境づくりを進めます。

憩いの場となる公園・緑地では、自然と触れ合うことができ、誰もが身近でくつろげるよう、潤いとやすらぎが感じられる、みどりあふれる街づくりを進めます。

さらに、住まう人が安心して快適に日常生活を送れるとともに、訪れる人にとっても快適に過ごせるよう、日常生活や事業活動における快適な生活環境づくりや、先人から受け継いだ豊かな地域資源を活かした魅力的な景観づくりにより、快適な都市環境づくりを進めます。

また、多くの人々が利用する公共施設については、適切な維持管理に加え、多様な市民ニーズに対応した施設運営などにより、楽しく快適に利用できる公共施設の有効活用を進めます。

このような取り組みを通して、誰もが快適に利用することができる街を実現するため、市民・事業者・行政が一体となって、やさしい街づくりの推進を図ります。



基本方針④：自由に参画できる街づくり

街では、さまざまな地域活動やボランティア活動などが行われており、益々その重要性が増してきています。また、市民ニーズの多様化により、市民の主体的な参加と協働に基づく市政の推進が求められています。

やさしい街づくりとは、障がいの有無や年齢、性別、国籍などにかかわらず、誰もが自由に参画できる街の環境をつくっていくことです。その実現には、行政だけでなく、民間企業、地域、家庭など、地域社会が一体となって「自由に参画できる街づくり」を推進することが必要となります。

このことから、高齢化社会や地域コミュニティの希薄化が進む社会でも、市政の情報幅広く行き渡るよう、さまざまな媒体と手段により、誰もが情報を共有でき、市政に参加しやすい街づくりを進めます。

また、市民ニーズや価値観の多様化などにより、時間にゆとりができ学ぶ意欲を持つ人が増えていることから、誰もが自由に学習できる機会を提供し、その成果を地域活動に活かせる街づくりを進めます。

町会等の地域活動やボランティア活動に対する社会的な重要性が高まっていることから、それらの活動に参加したい人が自由に参加しやすい環境づくりを進めます。

このような取り組みを通して、誰もが自由に参画することができる街を実現するため、市民・事業者・行政が一体となって、やさしい街づくりの推進を図ります。



やさしい街づくりの体系図

基本方針①

安全・安心に生活できる街づくり

具体的な取り組み

- (1) 災害対策の充実
- (2) 防犯対策の充実
- (3) 生活道路の安全確保
- (4) 交通ルールの順守と交通マナーの向上
- (5) 除雪支援体制の充実
- (6) 地域での支え合いづくりの推進

基本方針②

円滑に移動できる街づくり

具体的な取り組み

- (1) 道路のバリアフリー化の推進
- (2) 冬期交通の確保
- (3) 円滑な交通ネットワークの形成
- (4) 公共交通の利用環境の充実
- (5) コンパクトなまちづくりへの転換
- (6) 歩行者・自転車空間の充実
- (7) 街なかの案内・誘導の充実
- (8) 外出や移動の支援体制の充実

基本方針③

快適に利用できる街づくり

具体的な取り組み

- (1) 利用しやすい施設づくりの推進
- (2) 施設案内・介助等の受入体制の充実
- (3) 公園・緑地の保全・整備
- (4) 生活環境の保全
- (5) 良好な景観づくりの推進
- (6) 公共施設の有効活用の推進

基本方針④

自由に参画できる街づくり

具体的な取り組み

- (1) 情報共有と市民参画の推進
- (2) 生涯学習等による学ぶ機会の充実
- (3) 地域活動やボランティア活動への参加の促進
- (4) 協働によるまちづくりの推進

第4章 やさしい街づくりの進め方

やさしい街『ひろさき』づくりを実現するためには、市民・事業者・行政が目標を共有し、それぞれの立場で取り組みを進めることが必要となります。

本章では、やさしい街づくりの実現のために必要な取り組みとして、市民・事業者・行政のそれぞれの果たすべき役割を示し、やさしい街「ひろさき」づくりの実現に向けた街づくりの進め方を示します。

1. 安全・安心に生活できる街づくり

- (1) 災害対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- (2) 防犯対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (3) 生活道路の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- (4) 交通ルールへの順守と交通マナーの向上・・・・・・・・・・ 21
- (5) 除雪支援体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- (6) 地域での支え合いづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

2. 円滑に移動できる街づくり

- (1) 道路のバリアフリー化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- (2) 冬期交通の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- (3) 円滑な交通ネットワークの形成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- (4) 公共交通の利用環境の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- (5) コンパクトなまちづくりへの転換・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- (6) 歩行者・自転車空間の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- (7) 街なかの案内・誘導の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- (8) 外出や移動の支援体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

3. 快適に利用できる街づくり

- (1) 利用しやすい施設づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- (2) 施設案内・介助等の受入体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- (3) 公園・緑地の保全・整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- (4) 生活環境の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- (5) 良好な景観づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- (6) 公共施設の有効活用の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

4. 自由に参画できる街づくり

- (1) 情報共有と市民参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- (2) 生涯学習等による学ぶ機会の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- (3) 地域活動やボランティア活動への参加の促進・・・・・・・・・・ 42
- (4) 協働によるまちづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

1. 安全・安心に生活できる街づくり

(1) 災害対策の充実

地震や台風、大雨、豪雪などのいつ起こるかわからない自然災害に対する必要な備えを講じ、生命や財産を守る取り組みが必要となります。

東日本大震災の記憶も新しいなか、誰もが安全・安心に生活できる災害に強い街をめざし、災害に強い都市構造の構築をはじめ、防災意識の向上や日頃からの備え、災害時における迅速な対応可能な体制づくり等によって防災・減災対策を推進します。

◆市民・町会等の役割

- 災害時に備えて水や食料などの備蓄や非常持出品の準備、災害時連絡方法の確認など、各家庭において災害に備えておきましょう。
- 地震発生後は、慌てずに身の安全を確保するとともに、火災を出さないように注意しましょう。
- 災害発生時の緊急な連絡がスムーズに行われるように、近隣所との交流を心がけましょう。
- 防災・減災に関する講習会の受講や避難所、避難経路の確認など、日頃から積極的に情報を収集しましょう。
- 避難所の運営など、自主防災組織の防災活動に積極的に協力・参加しましょう。

◆事業者の役割

- 定期的な避難訓練や研修などの実施を通じて、職場での災害に関する知識の普及や意識の向上を図りましょう。
- 従業員等の安全は事業者の責任において確保するとともに、水や食糧などの備蓄を行い、周囲に依存しないで自立した災害対策に努めましょう。
- 被災後は、事業所内施設の安全を確認し、可能な範囲内で被災者の受入や備蓄物資の提供など、地域への貢献に努めましょう。

◆行政（市）の役割

- 道路や公園等の都市基盤の整備された市街地の形成を図るとともに、災害発生時の避難路や避難所などの避難施設の整備・充実、支援物資等の輸送路の確保を図り、防災性の高い街づくりを進めます。
- 市民の防災意識向上に向けた啓発、自主防災組織への活動支援、事業者と連携した食料等の供給確保や備蓄体制の整備など、市民や事業者、関係団体等と連携・協力して防災・減災対策を進めます。
- 災害時の危険個所の把握や被害想定等を明らかにし、関係機関と災害情報を共有することにより災害の防止・軽減を図ります。また、従来の伝達手段に加え、外出時でも利用できる公衆無線 LAN (Wi-Fi) 環境の整備や、外国人でも理解できる「やさしい日本語」の活用など、分かりやすく、多様な災害情報の提供・伝達の充実を図ることで、災害発生時の安全性の向上する取り組みを進めます。

(2) 防犯対策の充実

近年、犯罪件数は減少しているものの、社会情勢の変化に伴い、犯罪の複雑化・凶悪化が懸念されており、特に子どもや高齢者などが被害に巻き込まれることが少なくない等の不安が広がっています。また、近年インターネットの普及による有害情報等から、子ども達が悪影響を受ける恐れも出ています。

このことから、誰もが安全・安心に生活できる犯罪に強い街をめざし、防犯性の高い施設整備を進めるとともに、適切な情報の提供に努め、市民・事業者・行政が相互に連携・協力し、地域全体で一体となった防犯対策を推進します。

◆市民・町会等の役割

- 市民一人ひとりが防犯に関心を持ち、「地域の安全は自ら守る」という自主防犯意識を高めましょう。
- 町内でのあいさつや声かけ活動、散歩や買い物時の見守りパトロールなど、自主的な防犯活動の取り組みを行うとともに、行政などが行う防犯活動に協力しましょう。
- 住宅等においては、周囲からの見通しを確保するとともに、生垣など足場になりにくい構造とするなど、不審者が侵入しにくいようにしましょう。

◆事業者の役割

- 日頃の事業活動を行うにあたり、従業員の防犯に対する意識を高めるとともに、地域社会の一員として防犯活動に参加しましょう。
- 店舗や事務所などを活用した子どもの緊急避難場所の提供や、営業車両を活用した防犯パトロールの実施など、自主的な防犯活動に取り組むとともに、行政などが行う防犯活動に協力しましょう。
- 所有または管理する施設等においては、周囲からの見通しや明るさを確保するなど、防犯性に配慮した施設の整備に努めましょう。

◆行政（市）の役割

- 人の行動が視認できる程度の照明の確保や、周囲からの見通しを確保するなど、防犯性の高い施設整備を進めます。
- 犯罪や防犯に関する情報の提供、地域安全マップの作成などにより防犯意識の啓発を図ります。
- 警察や学校、地域の関係団体と連携し、地域における防犯・監視体制の強化を図るとともに、安全で安心できる生活環境の整備を進めます。

(3) 生活道路の安全確保

生活道路は、地域の活動や通勤・通学、買い物等に利用され、市民の日常生活に密着した道路です。古くからの住宅地では、道路幅員が狭いところも多く見られ、十分な幅員の歩道が確保できない通学路もあり、子どもや高齢者をはじめとする歩行者の安全を確保することが必要となります。

このことから、歩行者優先の考え方に立ち、安全・安心な歩行者空間の整備のほか、交通安全設備の整備や、自動車の走行速度の抑制、通過交通の排除、交通弱者への配慮など、様々な視点から生活道路の安全確保に向けた取り組みを推進します。

◆市民・町会等の役割

- 自動車・自転車は、安全な速度での走行や一時停止、徐行など、歩行者が安心して通行できるようにしましょう。また、住宅街の道路を抜け道として通行しないようにしましょう。
- 夕暮れ時や夜間でもドライバーから見えやすいように反射材を身に付けるなど、交通事故から大切な命を守りましょう。
- 屋根雪の落下による歩行者の事故防止のため、雪止めの設置や落雪前の雪下ろしの実施など、屋根雪の落下を事前に防止しましょう。

◆事業者の役割

- 従業員や自動車利用客に対する安全運転の呼びかけを行いましょう。
- 道路上（歩道）に違法なのぼり旗や立看板、商品陳列棚等を置かないなど、安心して通行できる歩行者空間を確保しましょう。

◆行政（市）の役割

- 歩道の整備、拡幅のほか、防護柵、道路照明灯、カーブミラー等の交通安全施設の整備、車両速度を抑制する道路構造（ハンプ、シケイン、狭さく等）の採用など、関係機関等と連携・協力して安全な歩行者空間の整備を進めます。
- 冬期の通学路の交通安全を確保するため、除雪機械の貸し出しにより、町会やPTA等が通学路（歩道）の除雪をする通学路スクラム除雪の実施など、地域と連携して児童生徒の安全確保の取り組みを進めます。
- 地域住民や学校、関係機関等と連携・協力し、通学路をはじめとする生活道路の危険箇所や危険家屋等を把握・共有し、安全確保を図る取り組みを進めます。

(4) 交通ルールの順守と交通マナーの向上

交通事故の多くは、交通ルールの無視やマナーの低下など安全意識の欠如によってもたらされ、交通ルールの順守とマナーの向上が重要な課題となっています。

このことから、歩行者、自転車利用者、自動車運転手それぞれが交通ルールの順守と思いやりのある交通マナーの実践により、関係機関等と一層の連携を図り、交通安全の確保に向けた取り組みを推進します。

◆市民・町会等の役割

- 歩行者は、道路にはさまざまな危険があることを理解し、交通安全の基本ルールとマナーを守り、交通事故防止に努めましょう。
- 自転車利用の正しいルールを知り、歩行者やほかの交通の支障になることを自覚するなど、マナー向上に努め、安全に自転車を利用しましょう。特に、雪道など危険な路面状態での運転はやめましょう。
- 自動車運転手は、交通ルールの理解と交通マナーを習慣づけ、交通事故防止に努めましょう。

◆事業者の役割

- 従業員に対し、交通安全に関する情報提供など交通安全意識の啓発を図るとともに、交通安全講習会など交通安全教育を行うなど、交通マナーの向上と安全運転管理の充実を図りましょう。

◆行政（市）の役割

- 子どもや高齢者を対象とした交通安全教育の実施や、春の交通安全パレードや季節ごとの街頭啓発の実施など、関係機関・団体等との連携を強化し、交通安全に関する広報活動や啓発活動を推進します。

(5) 除雪支援体制の充実

冬期間は新しく降り積もった雪のほか、道路除雪による間口に積みあがった雪の片付け、屋根から落下した雪の処理など、冬期間の雪処理作業は、高齢者世帯に限らず大きな負担を伴うものであり、高齢者や障がい者などの除雪困難者にとっては、日常生活に最低限必要な玄関から道路までの通路すら確保できなくなることもあります。

このため、冬期間でも安全・安心に生活できる街をめざし、関係機関・団体等と連携・協力し、除雪ボランティア等により除雪困難者でも安心して生活できる支援体制づくりを推進します。

◆市民・町会等の役割

- 自ら除雪を行うことが困難な高齢者などに日頃から気を配り、できる範囲で除雪を手伝うなど除雪困難者を地域で支え合いましょう。

◆事業者の役割

- 地域で行われる除雪ボランティアへの事業者としての参加や、従業員が支援活動に参加しやすい職場環境づくりの構築など、地域や関係機関等と連携して除雪支援活動に協力しましょう。

◆行政（市）の役割

- 除雪が困難な世帯に対する除雪ボランティアの実施など、関係機関・団体等と連携・協力し、除雪困難者への雪処理支援を進めます。
- 町内会や団体などが実施する地域内の生活道路の除雪や、間口除雪をはじめとする除雪困難者への自主的な雪処理や支援活動に対する支援制度の充実を図ります。
- 雪処理に関する情報発信のほか、融雪装置設置に対する助成など、冬期間も安心して生活できる取り組みを進めます。

(6) 地域での支え合いづくりの推進

近年、少子高齢化や核家族化、都市化の進行などにより、地域における人と人とのつながりが希薄になるとともに、防災・防犯、福祉、教育など多くの分野で、地域を取り巻く課題は複雑・多様化しており、個人や団体、行政のそれぞれだけで解決するには限界があり、一人ひとりが支え合い問題解決に向けて取り組むことがますます重要となります。

このため、誰もが安全・安心に生活できる街をめざし、近所と交流のある地域コミュニティづくりに努めるとともに、市民参加、地域活動を促進する体制を充実させることで市民・事業者・行政が協働し、地域全体で支え合う街づくりに向けた取り組みを推進します。

◆市民・町会等の役割

- 積極的に町会等の地域活動や市民活動に参加し、近所との交流を深めて明るい地域コミュニティづくりに努めましょう。
- 困っている様子の方に気づいたら、声かけや見守り活動などを行い、地域ぐるみで支え合いましょう。

◆事業者の役割

- 事業者として町会や商店街などの地域活動に参加するほか、従業員が地域活動などに参加しやすい環境づくりに努めましょう。
- 日常業務のなかで、困っている様子の方がいたら、声かけや見守り活動などを行いましょう。

◆行政（市）の役割

- 町会等の地域活動や市民活動に必要な支援を行うほか、地域の支え合い体制づくりの取り組みのひとつとして、市民・事業者・行政の連携による高齢者等の孤立死などの防止を目的とした見守り体制を構築します。
- 地域住民がお互いを支え合うことができるよう、広報・パンフレット等を活用した普及啓発活動の推進を図ります。

2. 円滑に移動できる街づくり

(1) 道路のバリアフリー化の推進

中心市街地には、歩道がなかったり、既設歩道幅が狭いため、歩行者が通行しにくい場所があるほか、道路施設の老朽化、路面の段差、側溝蓋の未整備、電柱や放置自転車などの障害物により、車いす利用者やベビーカーなどの通行に支障をきたしたり、高齢の方などがつまずき歩きにくい場所も見受けられます。

このため、誰もが快適で円滑に道路を移動できる街をめざし、歩道の整備・拡幅、段差解消、交通ルールやマナーの教育などによる道路のバリアフリー化を推進し、円滑に移動できる街づくりを進めます。

◆市民・町会等の役割

- 歩道や誘導ブロック上への違法な駐輪・駐車や、店舗の看板等を置かないなど、誰もが円滑に歩行者空間を移動できるよう、日常生活におけるバリアフリーに配慮した行動を心掛けましょう。
- 道路管理者など関係機関等が実施するバリアフリー点検調査などに積極的に参加し、利用者の視点で問題点等を伝えましょう。
- 高齢者や障がい者など、移動に困っている方がいたら、積極的に声をかけをし、相手の気持ちを確かめた上で必要な手助けをしましょう。

◆事業者の役割

- 配送車等営業車の歩道や誘導ブロック上への違法駐車や、店舗の広告看板等を置かないなど、誰もが円滑に歩行者空間を移動できるよう、日常業務におけるバリアフリーに配慮した行動を心掛けましょう。

◆行政（市）の役割

- 歩道の新設や拡幅、段差解消、勾配の改善、視覚障がい者誘導用ブロックの連続設置など、道路のバリアフリー化を進めます。
- 用地確保が困難な場所では、道路交通量等を勘案し、既設の道路幅の中での歩道拡幅や路肩部の整備など、地域の実情に合った既存道路施設のバリアフリー化の推進を図ります。
- 利用者の視点に立ち、一連の行動に対応した連続的なバリアフリー化を実現するため、多くの人々が利用する建築物等のバリアフリー化と一体的・総合的な視点から整備を進めます。

(2) 冬期交通の確保

積雪寒冷地である当市では、冬期の積雪等による道路幅員の減少や路面の凍結により交通渋滞や交通事故が発生するなど、安全な冬期交通を確保することが重要な課題であります。

冬期交通の確保は、市民の日常生活や経済活動を維持するために極めて重要なことであることから、国・県及び関係機関・団体等と連携・協力し、市民の積極的な協力を得ながら、地域の実情に即した効率的・効果的な除排雪や再生エネルギー等を活用した融雪の実施などにより、安全で円滑な冬期交通や歩行者空間の確保に向けた取り組みを推進します。

◆市民・町会等の役割

- 屋根雪の道路の落下は、道路交通を遮断するだけでなく、人命に関わるため、雪止めの設置や落雪前の雪下ろしの実施など、屋根雪の落下を事前に防止しましょう。
- 道路除雪後の間口の雪は道路脇に積み上げるなど、道路に出さないようにしましょう。また、除雪の支障となる路上駐車はやめましょう。
- 自宅前の歩道の雪も敷地内の除雪と併せて実施したり、町会やPTA等が行う通学路スクラム除雪へ参加するなど、冬期の安全で円滑な歩行者空間の確保にできる範囲で協力しましょう。
- 効率的な除排雪作業を進めるために、雪寄せ場として使用できる空き地の提供に協力しましょう。

◆事業者の役割

- 事業所敷地内を除排雪する際に歩道部分も併せて行うなど、冬期の安全で円滑な歩行者空間の確保に協力しましょう。
- 事業者として町会やPTA等が行う通学路スクラム除雪に参加するなど、従業員が除雪支援活動に参加しやすい環境づくりに努めましょう。
- 効率的な除排雪作業を進めるために、雪寄せ場として使用できる空き地の提供に協力しましょう。

◆行政（市）の役割

- パトロール体制を充実し、積雪や路面状況に応じた車道の除排雪や凍結抑制剤の散布、防雪柵の設置などにより、円滑な車両交通の安全確保を図り、効率的な除排雪作業を進めます。また、通学路を中心とした歩道除雪の実施や融・流雪溝、散水・無散水消雪、再生可能エネルギー等を活用した融雪施設等の整備を進め、歩行者空間の安全確保を図ります。
- 除雪機械の貸し出しにより、町会やPTA等の地域住民が実施する通学路等の歩道除雪の実施のほか、除雪ボランティアの確保などにより、地域や関係機関・団体等と連携・協力して歩行者空間の安全確保を図ります。
- 冬期でも一定の交通量の通行機能が確保できるよう、地域の個人の除雪機械等や空き地を利活用し、円滑な冬期交通の確保を図るとともに、除雪や堆雪等を考慮した道路構造の見直しを検討します。
- 除排雪作業や雪対策、雪害等の雪に関する様々な情報を、住民や関係機関・団体等と連携・協力し、多様な手段で提供します。

(3) 円滑な交通ネットワークの形成

円滑に移動できる街の実現には、市民の日常生活や産業活動を支える都市基盤としての道路の整備のほか、通勤・通学、買い物等の住民や観光客の移動手段となる公共交通の整備・充実など、移動利便性の向上と都市全体の一体感のあるまちづくりに対応した交通ネットワークづくりが必要となります。

高齢化の進展やバリアフリー化に関する社会的要請が高まる中、道路や公共交通などにより街なかと郊外の生活拠点間の連携強化を図るため、地域特性を踏まえ、自動車や公共交通、自転車等の適切な組み合わせにより、円滑に移動することができる交通ネットワークの形成を図ります。

◆市民・町会等の役割

- 公共交通の利用促進について理解と関心を深めるとともに、公共交通の積極的な利用に心がけましょう。
- 道路や公共交通で不都合な箇所を見つけたら、管理者等に速やかに連絡しましょう。
- 円滑な都市交通に対する理解を深め、道路整備事業に協力しましょう。

◆事業者の役割

- 交通事業者においては、地域特性や利用者のニーズを的確に把握し、路線等の適正化及び交通サービスの向上など、安全で円滑に移動できる公共交通の実現を図りましょう。

◆行政（市）の役割

- 街なかと郊外の生活拠点を結ぶ円滑な道路ネットワークの整備を進めるとともに、幹線道路と生活道路とが機能分担し、歩行者が安全、快適に移動することができる体系的な交通ネットワークの形成を図ります。
- 通勤・通学、買い物等のための生活交通の維持確保や、利用者ニーズ等に沿った交通サービスの提供など、公共交通事業者と連携し、円滑に移動できる持続可能な公共交通網の充実を図ります。
- 地域内外との交流・連携を図るため、高速道路や鉄道などの広域的な高速交通ネットワークへのアクセス性を高めます。
- 多様な交通手段の乗り継ぎの円滑化、施設周辺のバリアフリー化、交通関連情報提供の充実など、利用者の視点に立ち、移動全体の連続性を考慮した交通結節機能の強化を図ります。

(4) 公共交通の利用環境の充実

車社会の進展、少子高齢化の進行等の影響により、バス・鉄道といった公共交通の利用者は年々減少しており、その維持・確保が困難な状況となっています。

公共交通は、通勤・通学、買い物など地域住民の日常生活、高齢者などの交通弱者や観光客をはじめとする来街者などの大切な移動手段であることから、市民や観光客等が公共交通で円滑に移動できる街をめざし、公共交通の利便性向上や交通結節点の整備、利用促進に向けた取り組み等を推進します。

◆市民・町会等の役割

- 高齢者、障がい者、子ども、観光客、外国人など公共交通の利用で困っている人を見かけたら、積極的に声を掛け、相手の気持ちを確かめた上で手助けしましょう。
- 通勤・通学、買い物などのお出かけの際は、できるだけ自動車の利用を控え、積極的に公共交通を利用しましょう。

◆事業者の役割

- 従業員の通勤手段をマイカーから公共交通に転換することを促す「エコ通勤」の実施など、公共交通の利用促進に関する活動へ協力しましょう。
- 交通事業者においては、地域特性や公共交通サービスの実現性と利用者ニーズのバランスが取れた持続可能な公共交通の実現に向けた取り組みを進めましょう。
- 交通事業者は、車両や関連施設など、利用者の一連の行動に対応したバリアフリー化を進めるとともに、運行時刻や乗り継ぎの経路など、分かりやすい公共交通情報の提供を充実させましょう。

◆行政（市）の役割

- 通勤・通学、買い物等のための生活交通の維持確保や、利用者ニーズ等に沿った交通サービスの提供など、公共交通事業者と連携し、地域の特性に応じた持続可能な公共交通機関の充実を図ります。
- 駅などの交通結節点における利便性向上や乗り継ぎの円滑化を図るため、駅前広場や周辺道路などの施設のバリアフリー化等の整備や駐車場・駐輪場の適切な管理、分かりやすい乗り場案内、乗継経路の改善など、公共交通事業者と連携し、交通結節点機能の強化を図ります。
- 公共交通の利用促進や普及啓発の取り組みにより、自家用車から公共交通機関への利用転換を促進します。

(5) コンパクトなまちづくりへの転換

人口減少や少子高齢化の進展、都市機能の分散立地による中心市街地の衰退、環境問題の深刻化など、都市づくりの課題が顕在化する中で、高齢などにより車での移動に不安を抱える人の増加や、公共施設の維持管理などの行政コストが増大するなど、都市を取り巻くさまざまな課題に対応したまちづくりの実現が求められています。

このことから、既存ストックの有効活用を図りつつ、将来にわたって持続可能な社会を構築するため、住宅、学校、商店、福祉施設などの都市機能が適切に配置され、必要以上に自動車に依存しなくても生活することができる、誰もが移動しやすいコンパクトなまちづくりへの転換を目指します。

◆市民・町会等の役割

- 高齢社会や地球環境問題への対応など、都市づくりの課題について関心と理解を深め、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりに向けた取り組みに協力しましょう。

◆事業者の役割

- 中心市街地や都市機能が集積している拠点内の空き店舗や空きビル等の既存ストックの活用に努めましょう。

◆行政（市）の役割

- コンパクトなまちの概念や目指すべき将来像について、市民・事業者等への積極的な情報発信や、議論の場づくりなどを行い、コンパクトなまちづくり情報の共有化を図ります。
- 既存ストックの有効活用や公共公益施設等の計画的な立地誘導により街なかの都市機能の強化を図ります。
- 地域の実態を踏まえ、適正な土地利用コントロールにより市街地の拡散を抑制し、秩序ある市街地の形成を図ります。
- 地域の特性や実情に最適な移動手段を提供し、行きたい場所に容易に移動できるまちづくりの推進を図ります。
- 都市機能や人々の居住を地域の核となる拠点周辺に集約させ、歩いて暮らせる生活圏の形成を推進します。

(6) 歩行者・自転車空間の充実

誰もが自由に歩ける街を実現するためには、高齢者や障がい者、子どもなど、さまざまな人々の多様な利用形態を考えながら、安全で円滑に移動できる歩行者空間を確保する必要があります。また、通勤・通学、買い物などの日常生活における身近な移動手段である自転車の利用用途は多種多様となっており、特に最近では健康増進を目的とした利用を背景として、自転車の利用ニーズは高まっているなど、誰もが安心して円滑に移動できる歩行者・自転車空間の充実が求められています。

このことから、高齢者をはじめ障がい者など誰もが安全で円滑に移動できる街の実現を目指し、歩行者が歩きやすい歩行者空間を確保するとともに、安全かつ快適に利用できる自転車利用環境の整備を図り、歩行者・自転車空間の充実を図ります。

◆市民・町会等の役割

- 歩道等に違法な駐車・駐輪をしない、不要なものを放置しないなど、適正な使用を心掛けましょう。
- 自転車利用者は、歩行者が安心して通行できるように配慮し、ルール・マナーを守って通行しましょう。

◆事業者の役割

- 従業員や来訪者等が歩道等に違法な駐車・駐輪をしないよう周知を図るとともに、店舗広告等の障害となる物を設置しないなど、歩行者や自転車利用者が円滑に通行できる空間の確保に努めましょう。

◆行政（市）の役割

- 安全で円滑な歩行者空間の確保のため、高齢者や障がい者、子どもなど、さまざまな歩行者の多様な利用形態に配慮し、通学路を主とした歩道等の整備を推進します。また、幅員が狭い道路など歩道等の整備が困難な場合は、カラー塗装や防護柵設置等の簡易な方法も含めた安全で円滑な歩行者空間の創出を図ります。
- 歩行者と自転車利用者の双方に対して、安全で円滑な通行空間の整備を図るため、歩行者と自転車の通行空間を区分するなど、安全で快適に移動できる自転車利用環境の整備を図ります。
- 駅や学校、商業施設、公共施設等を結ぶ道路空間の利用状況を考慮し、歩行者はもとより自転車利用者の安全で円滑な移動を確保するため、歩行者と自転車の利用空間の区別を図るとともに、移動の連続性や回遊性が高い道路空間ネットワークの形成を図ります。

(7) 街なかの案内・誘導の充実

市民はもちろん、はじめて訪れる地理に不案内な観光客やビジネスマン等であっても、行きたいところへ容易に移動できる街を実現するためには、わかりやすく、街の中での移動を支援する案内や誘導が重要となります。また、近年は外国人観光客も多くなっており、さまざまな来街者に対応した案内・誘導によりわかりやすい移動環境づくりが必要となります。

このことから、適切な案内・誘導板の設置など、誰もが移動しやすい、わかりやすい移動環境の整備を推進するとともに、さまざまな情報提供手段の連携などによる情報提供の充実を図ります。

◆市民・町会等の役割

- 道に迷って困っている人がいたら積極的に声をかけ、やさしく道を案内してあげましょう。

◆事業者の役割

- 日常業務の中で道に迷って困っている人がいたら積極的に声をかけ、やさしく道を案内してあげましょう。
- 事業所等の案内図を作成する際は、主要な公共施設や観光施設などを図示するなど、道案内にも活用できるよう努めましょう。

◆行政（市）の役割

- 観光客や外国人など地理に不案内な歩行者等でも、現在地と目的地等を容易に把握でき、伝えたい情報がわかりやすく感じ取れるように、文字やピクトグラム、多言語化など情報表現を工夫した道路案内誘導サインの整備の他、携帯情報端末等で利用できる公衆無線 LAN (Wi-Fi) を活用した案内情報の提供など、わかりやすく、多様な手段により案内・誘導機能の充実を図ります。
- 地理に不案内な方でも、目的地まで容易に移動することができるよう、街なかでの移動動線を意識し、必要な場所で必要な情報を提供するなど、連続性・一貫性のある案内・誘導施設の充実を図ります。
- 地域の観光情報と地図情報を組み合わせたパンフレット等を作成し、観光案内所や宿泊施設に加え、道の駅やガソリンスタンドなど、来街者が立ち寄りやすく、情報を必要とする場所に設置するなど、適切な案内誘導と情報提供に努めます。

(8) 外出や移動の支援体制の充実

高齢化の進展や身近な商店の閉店などにより、通院や買い物など日常生活を送る上で移動に不便を感じる高齢者をはじめとする交通弱者や買い物弱者が、今後確実に増えることが予想されます。誰もが円滑に移動できる街の実現のためには、移動困難者に対する必要な移動支援が求められています。

このことから、通院や買い物など日常生活を送る上で外出に困ることがない円滑に移動できる街を目指し、外出支援サービスの充実を推進するとともに、外出支援に関する情報提供の充実を図ります。

◆市民・町会等の役割

- 高齢者や障がい者など、移動に困っている方がいたら、積極的に声をかけ、相手の気持ちを確認した上で必要な手助けをしましょう。
- 外出が困難な高齢者等に声をかけ、買い物や送迎を手伝うなど、できる範囲で外出の支援に努めましょう。

◆事業者の役割

- 高齢者や障がい者など、業務中に移動で困っている人を見かけたら、積極的に声をかけ、相手の気持ちを確認した上で必要な手助けをしましょう。
- 福祉輸送サービスや移送支援など地域の特性や利用者の状況に応じた外出支援サービスの充実を図りましょう。
- 交通弱者や買い物弱者の実態の把握に努め、需要に応じた外出や移動の支援事業の開発に取り組みましょう。

◆行政（市）の役割

- 外出が困難な高齢者や障がい者をはじめとする移動困難者の外出ニーズと、事業者が行う外出支援サービスの実態を把握し、誰もが円滑に移動できる支援施策の推進を図ります。
- 移動支援が必要な人に対し、必要な情報がわかりやすく伝わるよう、外出支援に関する情報の提供に努めます。

3. 快適に利用できる街づくり

(1) 利用しやすい施設づくりの推進

街には、日常生活に必要な店舗、病院や図書館、銀行や駅など不特定多数の人が利用する多くの施設があり、障がいの有無や年齢、性別、国籍などにかかわらず、誰もが利用しやすい施設であることが求められています。

このことから、誰もが快適に利用できる街づくりの実現を目指し、公共施設、民間施設を問わず、不特定多数の人が利用する施設のバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインの視点に配慮した利用しやすい施設づくりを推進します。

◆市民・町会等の役割

- 多様な特性がある人が利用する施設であることを理解し、みんなが気持ちよく利用できるように心がけましょう。
- さらに利用しやすくするため、利用者としての立場から問題点の改善に向けた建設的な提案という形で意見を伝えましょう。

◆事業者の役割

- 利用者の交通アクセス状況に応じた駐車・駐輪スペースを確保するとともに、駐車場やバス停などの外部からの移動動線を考慮し、建物の内部まで不自由なく出入りできるよう、段差のない出入口、スロープ、自動ドア等の設置など、バリアフリー化により接続空間における連続性を確保し、誰もが出入りしやすい施設の整備に努めましょう。
- 建物内の移動など負担が少なくスムーズにできるよう、緩やかな勾配の手すり付き階段やエレベーター等を設置するほか、車いすや子ども連れをはじめ誰でも利用できる多機能トイレの設置や操作ボタン・スイッチ等の工夫など、多様な利用者に対応した設備を備え付けた、誰もが利用しやすい設備の整備に努めましょう。
- 多様な利用者を念頭において、文字の大きさや色、ピクトグラムのほか、多言語表示など表示内容を工夫するとともに、利用動線を考慮し、案内情報が必要とする場所に設置するなど、わかりやすい施設案内・誘導サインの整備に努めましょう。
- 雨天や降雪時を考慮し、大きい庇や風除室を設けるほか、滑りにくい材料で床面を仕上げるなど、雨や雪の日でも快適に利用できる施設づくりに努めましょう。
- 施設の利用状況を把握するとともに、利用者から改善に関する意見を求めるなど、多様な利用者のニーズを反映した施設づくりに努めましょう。
- 誰もが快適に利用できる施設とするため、構想策定や設計段階から利用者、住民やNPOなど多様な関係者の参加を得て、その意見を反映させる施設づくりに努めましょう。

◆行政（市）の役割

- 利用者の交通アクセス状況に応じた駐車・駐輪スペースを確保するとともに、駐車場やバス停などの外部からの移動動線を考慮し、建物の内部まで不自由なく出入りできるよう、段差のない出入口、スロープ、自動ドア等の設置など、バリアフリー化により接続空間における連続性を確保し、誰もが出入りしやすい施設の整備を推進します。
- 建物内の移動など負担が少なくスムーズにできるよう、緩やかな勾配の手すり付き階段やエレベーター等を設置するほか、車いすや子ども連れをはじめ誰でも利用できる多機能トイレの設置や操作ボタン・スイッチ等の工夫など、多様な利用者に対応した設備を備え付けた、誰もが利用しやすい設備の整備を推進します。
- 多様な利用者を念頭において、文字の大きさや色、ピクトグラムのほか、多言語表示など表示内容を工夫するとともに、利用動線を考慮し、案内情報が必要とする場所に設置するなど、わかりやすい施設案内・誘導サインの整備を推進するとともに、整備事業者に対する必要な支援制度の充実を図ります。
- 雨天や降雪時を考慮し、大きい庇や風除室を設けるほか、滑りにくい材料で床面を仕上げるなど、雨や雪の日でも快適に利用できる施設の整備を推進します。
- 誰もが快適に利用できる施設とするため、構想策定や設計段階から利用者、住民やNPOなど多様な関係者の参加を得て、その意見を反映させる施設づくりに努めます。

(2) 施設案内・介助等の受入体制の充実

これまで公共施設の整備など、ハード面を中心とした取り組みが着実に進められているものの、実際に利用しやすい施設となるためには、施設運営に従事する職員の対応や施設の柔軟かつ弾力的な管理・運営など、ソフト面と一体となった総合的な取り組みが必要となります。

このことから、誰もが利用しやすい施設づくりの充実を目指し、ハード面での整備と併せて、人的サービスの充実や、施設の管理・運営における工夫など、ソフト面での対応を充実させ、施設利用サービスの向上を図ります。

◆市民・町会等の役割

- 高齢者や障がい者など、施設内の移動や設備の利用で困っている方がいたら、積極的に声をかけ、相手の気持ちを確かめた上で必要な手助けをしましょう。

◆事業者の役割

- 高齢者や障がい者など、施設内の移動や設備の利用で困っている方がいたら、積極的に声をかけ、相手の気持ちを確かめた上で必要な手助けをしましょう。
- 従業員等に対する待遇・介助の学習等研修の実施や、教育プログラム・ハンドブックの作成など待遇・介助に関する教育環境の充実を図り、待遇・介助レベルの更なる向上に努めましょう。
- 利用者の移動動線の連続性を確保するとともに、冬期転倒の防止を図るため、駐車場やバス停などの外部から出入口までの除排雪の徹底や凍結防止剤の散布など、誰もが出入りしやすい施設環境の充実を図りましょう。

◆行政（市）の役割

- 高齢者や障がい者など、施設内の移動や設備の利用で困っている方がいたら、積極的に声をかけ、相手の気持ちを確かめた上で必要な手助けを行い、施設利用サービスの向上を図ります。
- 職員等に対する待遇・介助の学習等研修の実施や、教育プログラム・ハンドブックの作成など待遇・介助に関する教育環境の充実を図り、待遇・介助レベルの更なる向上により、施設利用サービスの向上を図ります。
- 休館日や開館時間の見直しなど、利用者の立場に立った弾力的な対応、効果的な施設運営に努め、利用しやすい施設づくりを目指します。
- 点字や手話、外国語等のできる職員についての情報を把握し、窓口等で必要となった場合などに協力できる体制を構築し、利用者とのコミュニケーションの確保に努めます。
- 利用者の移動動線の連続性を確保するとともに、冬期転倒の防止を図るため、駐車場やバス停などの外部から出入口までの除排雪の徹底や凍結防止剤の散布など、誰もが出入りしやすい施設環境の充実を図ります。

公園・緑地をはじめとする街の「みどり」には、防災、環境保全のほか、身近な子供の遊び場や日頃の散策や休憩など、地域住民の憩い・ふれあいの場として日常生活の中で重要な役割を担っています。近年、豊かな生活環境へのニーズが高まるなかで、生活に季節感をもたらし、潤いとやすらぎが感じられる都市空間の重要性が高まっています。

このことから、誰もがより快適に、楽しく利用できる公園・緑地づくりを目指し、自然を感じられる豊かなみどり空間の保全・創出を図るとともに、ユニバーサルデザインに配慮した施設の整備・改善を推進します。

◆市民・町会等の役割

- 他の利用者に迷惑のかからないようルールとマナーを守り、不適切な遊具の利用や危険な行動を見かけたときは、注意を呼びかけるなど、快適に楽しく公園を利用しましょう。
- 遊具の異常や危険箇所等を発見したときは、速やかに管理者に連絡するなど、快適に利用できる施設管理に協力しましょう。
- 公園・緑地の日常的な維持管理作業や運営にできる限り参加するなど、地域に密着した活動の場であると認識し、保全に努めましょう。

◆事業者の役割

- 開発事業等で設置する公園・緑地については、樹木や芝生等の植栽など、身近なみどりの空間の充実を図るとともに、地域コミュニティの形成の場として利用しやすい施設づくりに努めましょう。
- 市民やボランティア等と協力し、地域の公園づくりへの必要な支援を行うなど、快適に利用できる公園づくりに協力しましょう。

◆行政（市）の役割

- 遊具やトイレなど公園施設の計画的・効率的な整備改修、維持管理により、子どもや高齢者をはじめ、誰もが快適に利用できる公園整備を推進します。
- 高齢者や障がい者などの利用に配慮した出入口と園内の施設を結ぶ園路等の連続性を確保するとともに、ピクトグラムや多言語表示など、わかりやすい施設案内・誘導サインの整備を推進します。
- ワークショップなどの市民参加による公園づくりを進め、多様な利用者のニーズに対応した、誰もが利用しやすい公園の整備に努めます。
- 樹木や芝生等の植栽など、身近なみどりの空間の充実を図るとともに、地域社会の公園へのニーズに柔軟に対応できる公園づくりを進めます。

(4) 生活環境の保全

誰もが快適に利用できる街づくりを実現するためには、日常生活や事業活動から生じる水質汚濁や騒音・振動などの公害を防止し、快適な生活環境を確保することが必要となります。

このことから、快適に利用できる街づくりの実現をめざし、市民一人ひとりが基本的な生活ルールへの順守に努めるとともに、公害対策をはじめとする環境衛生対策に努め、快適に過ごせる生活環境づくりを目指します。

◆市民・町会等の役割

- 食べ残しをしない、過剰包装は断る、詰め替え商品を選ぶなど、日頃からごみの減量に努めるとともに、ごみ出しのルールとマナーを守りましょう。
- 日常生活で発生する音に気を配るなど、他人に迷惑をかけないように心掛けましょう。
- 道路や河川清掃などのボランティア活動への参加など、生活環境の保全活動に積極的に参加しましょう。
- 自宅敷地をはじめ、所有する土地・建物の適正な管理（清掃、草刈り、害虫駆除など）を定期的実施するとともに、自宅前の歩道などの公共空間の清掃をできる範囲で行い、快適な公共空間の保全に協力しましょう。

◆事業者の役割

- 事業活動に伴って発生する廃棄物、騒音、振動、悪臭などを最小限に抑え、適切な防止策を講じるなど、周辺的生活環境へ配慮しましょう。
- 道路や河川清掃などのボランティア活動への参加など、生活環境の保全活動に積極的に参加しましょう。
- 事業所敷地をはじめ、所有する土地・建物の適正な管理（清掃、草刈り、害虫駆除など）を定期的実施するとともに、事業所周辺の公共空間の清掃をできる範囲で行い、快適な公共空間の保全に協力しましょう。

◆行政（市）の役割

- 生活環境の状況把握に努め、生活環境の保全施策に反映させるとともに、必要に応じて事業者への指導・助言を行うことにより、公害の未然防止に努め、生活環境の質的向上を図ります。

(5) 良好な景観づくりの推進

近年、社会経済の成熟化により、「ゆとり」、「潤い」など生活の質の向上や心の豊かさが求められており、都市空間についても、ゆとりや潤いがある快適な景観づくりが求められています。

このことから、通勤・通学や買い物などの日常生活の中で、ゆとりや豊かさを実感でき、誰もが快適に利用できる街づくりをめざし、岩木山とはじめとする豊かな自然景観を保全するとともに、歴史と伝統が息づく風格のある景観づくりを進め、歴史や文化、風土に根ざした弘前ならではの良好な景観づくりを推進します。

◆市民・町会等の役割

- 住宅も庭もまちの景観の大事な一部です。日頃から適正な維持管理により良好な状態を保ち、地域の良好な生活空間を維持しましょう。
- 生垣・植栽を取り入れるなど、ゆとりと潤いのある空間づくりを積極的に進めましょう。
- 住宅の新築など、新しく建物を建築する際には、周囲の自然環境や街並みに配慮し、景観づくりのルール（景観計画）に適合した内容となるようにしましょう。

◆事業者の役割

- 所有・使用する建造物がまちの景観を構成する要素の一部であることを認識し、適正な維持管理により良好な状態を保ち、地域の良好な生活空間を維持しましょう。
- 店舗や事務所など、新しく建物を建築する際には、周囲の自然環境や街並みに配慮し、景観づくりのルール（景観計画）に適合した内容となるようにしましょう。
- 生垣・植栽を取り入れるなど、ゆとりと潤いのある空間づくりを積極的に進めましょう。
- 建築物等の設計・施工の際は、景観規制等を把握し、地域の良好な景観の形成に資する内容となるように努めましょう。

◆行政（市）の役割

- 豊かな自然、風格のある歴史・文化資産など、地域特性と活かした弘前ならではの景観づくりの推進を図ります。
- 公共施設の整備にあたっては、機能性や安全性のみならず、美観・快適性にも配慮し、快適に利用できる施設整備の推進を図ります。
- 景観フォーラムの開催や、景観づくりガイドライン等の作成など、わかりやすい広報・啓発活動の充実を図ります。
- 弘前ならではの景観を形成している景観上重要な建造物などの外観の修繕等に対する助成などを行い、外観の保全に係る必要な支援制度の充実を図ります。

(6) 公共施設の有効活用の推進

街にはさまざまな公共施設があり、多様な人々が利用していますが、少子高齢化の進行や、市民ニーズの多様化・高度化が進む中で、これからは、単に施設を維持するのではなく、市民が期待する役割や機能に応え、地域特性を踏まえた運営形態としながら、施設を有効活用していくことが必要となっています。

このことから、既存の公共施設を地域資源としてとらえ、市民ニーズや新たなニーズに対応した最大限の活用を図り、誰もが楽しく快適に利用できる公共施設の有効活用を推進します。

◆市民・町会等の役割

- 説明会やアンケート、パブリックコメントなどを通し、利用者としての立場から建設的な意見や提案という形で伝えましょう。

◆事業者の役割

- 説明会やアンケート、パブリックコメントなどを通し、民間事業者等が持つノウハウやアイデアなどを活かし、専門的な立場からの建設的な意見や提案をしましょう。

◆行政（市）の役割

- 利用者の立場に立ったきめ細やかな施設運営など、住民サービス・利便性の向上や、さらなる維持管理コストの縮減を図り、誰もが快適に利用できる施設づくりを推進します。
- 利用者に対するサービス向上、又は地域の活性化に寄与するなどの場合は、活動拠点としての活用をできる限り認めるなど、誰もが快適に利用できる施設づくりを目指します。

4. 自由に参画できる街づくり

(1) 情報共有と市民参画の推進

やさしい街「ひろさき」づくりを進める上では、市民や事業者のほか、地域団体、ボランティア団体、NPO、高等教育機関等のまちづくりへの積極的かつ主体的な参画が必要となります。

市民参画を進めるためにも、行政の情報だけでなく、市内で活動する地域団体、ボランティア団体、NPO、高等教育機関等に関する情報を提供するなど、さまざまな手段によるわかりやすい情報提供を行い、情報の共有化を推進し、市民や事業者等の積極的な街づくりへの参画を促進します。

◆市民・町会等の役割

- より効果的な地域活動ができるように、回覧板、タウン誌など地域独自の情報提供媒体を活用するなど、日常的な情報発信に努めましょう。
- 町内会等での地域づくり活動に関する情報を積極的に発信し、地域間での情報の共有化に努めましょう。
- 市政懇談会や車座ミーティングへの出席、各種アンケート調査に回答するなど、積極的に市政に参加しましょう。
- ボランティア団体、NPO、高等教育機関等は、専門的及び高度的な知識と学生力を活用し、積極的に地域づくりに参加しましょう。

◆事業者の役割

- 地域活動に事業者として参加するとともに、行政が実施する地域活動の促進を図るための施策に協力しましょう。
- 従業員等が地域活動に参加しやすい職場環境づくりに努めましょう。

◆行政（市）の役割

- 広報をはじめとする印刷媒体やホームページなど、適切な情報伝達手段により、見やすく、分かりやすい情報の提供に努めます。
- 市政懇談会や車座ミーティングの開催、定期的なアンケート調査の実施など、さまざまな取り組みにより市民や事業者の意見を的確に把握するとともに、その意見を市政に反映するよう努めます。
- 身近な地域のまちづくりへの参加を促進するため、活動・参加しやすい環境づくりや活動に対する支援などの取り組みを推進します。
- 政策の立案、実施、評価等の各段階において、市政への参加を進め、意見が適切に反映されるよう努めます。

(2) 生涯学習等による学ぶ機会の充実

多くの団塊の世代が離職する時期を迎え、生きがいづくりや時間的なゆとりの増加等により、「学び」への関心が高まっています。市民の「学ぶ」意欲を支え、学んだ成果を地域活動やボランティア活動につなげることで、地域や街の活性化につながることを期待されます。

このことから、誰もが生涯にわたって主体的に学習できるよう生涯学習機会や情報の提供に努め、幅広い学習支援環境づくりの推進を図ります。

◆市民・町会等の役割

- 市民一人ひとりが積極的に「学ぶ機会」に参加しましょう。
- 学んだ成果を活用して主体的に地域活動やボランティア活動に参加するよう努めましょう。
- 地域団体等が必要としている人材・技術の情報発信に努めましょう。

◆事業者の役割

- 事業者としてのノウハウやネットワークを活かし、市民等が学ぶ機会の創出に努めましょう。
- 従業員に学ぶ機会を与えるなど、学びの場に参加できるような職場環境の整備に努めましょう。
- 事業者が必要としている人材・技術の情報発信に努めましょう。

◆行政（市）の役割

- 子どもから高齢者まで幅広い人が学べるよう、時間や場所など参加しやすい条件とするなど、誰もが気軽に学ぶことができる環境づくりに努めます。
- 魅力ある学習プログラムの提供や情報発信など生涯学習の支援を図るとともに、学びの成果を地域づくりに還元できるよう努めます。
- 歴史・文化など弘前の魅力を掘り起こし、特色ある学習資源の充実に努めます。

(3) 地域活動やボランティア活動への参加の促進

社会貢献活動への理解が深まり、地域活動やボランティア活動に関わる人が増え、多様な世代が参加し、さまざまな分野において町会活動やNPOといった市民活動が活発に行われています。このような活動は、今後のまちづくりを支えるために、今や不可欠なものとなっています。

地域活動やボランティア活動のさらなる理解と周知を図るとともに、これらの活動を街づくりに活かすことができる体制づくり、環境整備を進め、地域活動やボランティア活動への参加を促進します。

◆市民・町会等の役割

- 玄関や軒先の照明をつける等、家庭で取り組むことができる防犯活動に努めましょう。
- 高齢者や女性等が犯罪に巻き込まれないよう自主防犯組織による町内パトロールや、夜警による火災予防の呼びかけ等、地域ぐるみで防犯力の強化や災害対策に努めましょう。
- 町会等の地域団体は、困っている人がいたら積極的に声をかけ、相手の気持ちを確かめた上で、手助けするボランティア活動に積極的に参加しましょう。

◆事業者の役割

- 町会活動など地域活動やボランティア活動に対する理解を深め、従業員が活動に参加しやすい環境づくりと活動に対する支援の充実に努めましょう。
- 子どもや女性等が犯罪に巻き込まれないよう、自主防犯組織による町内パトロール等に事業者として参加するなど、地域ぐるみで防犯力の強化や災害対策に努めましょう。
- ボランティア休暇の整備など、従業員が社会貢献活動をしやすい職場環境の整備に努めましょう。

◆行政（市）の役割

- 町会活動など地域活動やボランティア活動等に対して活動費等を支援する制度の充実に努めます。
- 地域活動やボランティア活動等に参加しやすいよう、必要な情報の提供や機会の創出などの環境づくりに努めます。
- 職員自らがボランティア活動や地域活動に積極的に参加し、地域との連携強化に努めます。

(4) 協働によるまちづくりの推進

近年、市民ニーズや価値観の多様化、複雑化が進む中で、行政だけでは地域の課題にきめ細かく対応することが困難になってきており、市民・事業者が行政と連携・協力し、主体的にまちづくりに関わっていくことが求められています。

このことから、市民・事業者・市がそれぞれの役割を分担し、行政だけでなく市民、事業者と一緒にまちづくりを進めていくため、協働によるまちづくりを推進します。

◆市民・町会等の役割

- 自らの生活する地域をよりよいものとするため、地域活動やボランティア活動等に対する理解を深め、積極的に参画しましょう。
- 自分の持つ知識や能力を、地域活動やボランティア活動などに生かしましょう。
- 地域の課題を自ら探し、自ら考え行動して、解決しましょう。

◆事業者の役割

- 事業者の立場から地域の一員として、積極的にまちづくりに参画しましょう。
- 人的・資金的支援のほか、事業者としての情報や技術、ノウハウ等を提供し、活動を支援しましょう。

◆行政（市）の役割

- 市民や事業者が行う地域活動やボランティア活動など、それぞれの主体との協働に努め、関係機関と連携・協力し、協働のまちづくりを推進します。
- 協働によるまちづくりに関する啓発や研修等を行い、職員一人ひとりの意識の向上を図ります。

第4章 やさしい街づくりの実現に向けた取り組み

1. やさしい街づくりの周知と課題の共有化

(1) わかりやすい情報提供

市民・事業者・行政が一体となって、やさしい街づくりの推進するためには、まちづくりの主体となる市民・事業者・行政それぞれが十分にやさしい街「ひろさき」づくり計画を理解し、やさしい街づくりに関する情報を共有することが重要です。

このため、広報やホームページへの掲載、概要版やパンフレットの配布などにより、やさしい街づくりに関する情報を市民や事業者にわかりやすく提供するなど、積極的な周知に努めます。

また、行政（市）の施策・事業が、やさしい街づくりに沿った形で展開していくため、関係部局に対する計画の周知を図ります。

(2) 地区カルテの作成

現状の問題点の把握をきっかけに弘前市と構成する地区の課題を地区住民が共有することで、住民・事業者・市がそれぞれの立場から主体的にやさしい街づくりを行うことが重要であります。

このため、やさしい街づくりを行うきっかけづくりとして、地区の問題点や課題を地図に載せて視覚的にわかりやすい資料となる地区カルテを作成し、住民・事業者の自主的な行動を促進するとともに、市の各種施策・事業と連携したやさしい街づくりの推進を目指します。

なお、作成にあたっては、将来の都市づくりの指針である「弘前市都市計画マスタープラン（都市計画法第18条の2）」の地域別構想づくりの中で進めることとし、地区住民が主体的に実践するやさしい街づくりへの展開を期待します。

やさしい街「ひろさき」づくり計画
平成26年 3月

発行 弘前市 都市環境部 都市政策課
〒036-8551 弘前市大字上白銀町1-1
TEL 0172-35-1134
FAX 0172-35-3765